

宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会育成部会会議録

1 日 時

平成31年3月11日(月)午後1時30分から午後2時40分まで

2 場 所

宮城県行政庁舎10階 1002会議室

3 出席委員

- ・ 小幡佳緒里委員（会長）
 - ・ 石垣政裕委員（副会長）
 - ・ 境政幸委員
 - ・ 佐藤あけみ委員
 - ・ 佐藤善司委員
 - ・ 高橋栄徳委員
 - ・ 米竹隆委員
- （欠席委員なし）

4 傍聴人

なし

5 概 要

別紙のとおり

別 紙

1 開 会【司会：青少年育成班長】

2 あいさつ【会長】

3 審議事項【議長：会長】

(1) 審議対象

本年2月25日及び3月5日に、仙台市青葉区、仙台市太白区、仙台市若林区内の書店、コンビニエンスストアで購入した図書8冊について、宮城県知事から宮城県社会福祉審議会委員長宛に青少年健全育成条例に基づく有害図書類の個別指定にかかる諮問がなされたことから、答申のための審議を実施した。

(2) 審議結果

対象図書8冊について、全て指定可の答申となった。

(3) 意見等

○（石垣委員）

意見ではないのですが、こうして指定していて、出版元や書店等から、異議申し立てというのはあるんでしょうか。

○（事務局）

今年度に限って言えば、特段ありませんでした。

それより前に遡ると、お調べする必要があります。

○（石垣委員）

今年度が分かれば結構です。

4 その他

(1) 平成30年度青少年を取り巻く環境実態調査について

事務局から説明を行った。

(2) 意見等

○（米竹委員）

この実態調査の図書類取扱業者の店舗で書店、DVD販売・レンタル店とありますが、書店とコンビニエンスストアを区別することは難しいですか。

図書類というと、宮城県書店商業組合という本屋さんだけの組合がありますが、コンビニエンスストアは1店舗も入っていないんですね。

平成30年度は、これはこれでよろしいですけど、次回以降は、分けることを検討してはどうでしょうか。

というのも、コンビニエンスストアで、自主的に有害図書類の取扱を撤廃していく

という話がありますよね。

大手のコンビニエンスストアがそう言うことで、有害図書類の取扱の分布も変わってくると思うんですよ。

私も書店組合の理事会で話をしますが、有害図書類を取り扱わない書店も多くなってきました。

また、書店というと営業時間が遅くても午後12時までで、午前1時とか午前2時にやっているところは無かったと思いますが、コンビニエンスストアは夜も営業していますから、時間帯が分かれることになって、どのような時間帯に有害図書類が出るのか、というところも明瞭になってくると思います。

ですから、図書類取扱業者については、書店とコンビニエンスストアは分けた方がいいと思います。

○（事務局）

記載が分かりにくかったかと思いますが、実施対象の図書類取扱業者について、今回の調査では、書店にコンビニエンスストアは含まれていません。

今回の調査にあたり、コンビニエンスストアについては、フランチャイズチェーン協会を通じて、区分陳列の方法等の再確認を行うように御依頼したという経緯がありまして、もちろん年間を通じて、ランダムな立入調査は実施していますが、今回の調査期間では対象外としております。

○（米竹委員）

この調査では、コンビニエンスストアは含まれていないんですね。

どこがいいとか悪いとか、そういう話ではないので、今後の課題として検討願います。

○（事務局）

はい。

○（石垣委員）

（携帯電話事業者等の）条例の理解度についてですが、「内容を理解」と「概要を理解」の違いはどのようになりますか。

例えば、5段階評価とか、そういった調査の方法があるかと思いますが、説明いただけますか。

○（事務局）

御指摘の携帯電話事業者等の義務については、青少年健全育成条例のほか、青少年インターネット環境整備法に根拠があります。

調査時に、義務の内容もその根拠も理解している場合等には、「内容を理解」とし、根拠の理解に不十分なところはあるものの、義務の内容を理解している場合等には、「概要を理解」としております。

調査に当たっては、「内容を理解している」「概要を理解している」「一部改善を要

する」「不適切」という項目で実施しております。

○（石垣委員）

分かりました。

○（境委員）

男性向けの有害図書類と女性向けの有害図書類と記載がありますが、ちょっと分からないのでお聞きしたいのですが、本日審議した図書類だとどういったものが該当してきますか、どの程度の差があるのでしょうか。

○（事務局）

書店等での聞き取りや区分陳列状況等からそのようにしておりますが、今日の諮問図書で言いますと、1番と2番などがいわゆる女性向けのレディースコミックコーナーに陳列される傾向があり、女性を被写体としたアダルトな内容のものは、いわゆる男性向けの有害図書類として、間仕切り内に陳列される傾向があります。

ただ、明確な差というと難しいところがあります。

○（境委員）

そうしますと、本日審議した図書類は、男性向けと女性向けのものなどが混在していたということよろしいですか。

○（事務局）

そのように考えられます。

そのほか、男性同士の性的な内容を描写したコミックなどもありますが、そういったものは、ボーイズラブコミックコーナーに陳列される傾向があります。

○（米竹委員）

本屋として、長く委員をやっていますけれど、当時、レディースコミックとかボーイズラブコミックとか、書店さんに有害図書の認識がなかったんですね。

それからしばらく年数が経っても、レディースコミックはそういう区分ではないって売っていました。

最近になっても、書店さんの中では、ボーイズラブコミックは有害図書になるのかって疑問視する声があったんですよ。

でも今は、書店は時代の流れに沿って認識しています。

細心の注意を払って、区分していると思います。

5 閉 会